

## 静岡県建設工事の入札に参加予定の皆様へ

**静岡県発注工事では、社会保険等未加入者との一次下請契約を締結することは原則できません \*適用除外者(加入義務がない者)は除く**

**平成 30 年 1 月 1 日以降に契約締結する案件から、二次下請以下についても、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施します。\*適用除外者との契約は可能です。**

(二次以下の下請負人に係る受注者に対する制裁金等の措置の開始時期は改めてお知らせします。)

**\*適用除外者(加入義務がない者)の扱いは、国土交通省の取扱いに準じます。**

建設産業においては、若年層入職者の減少等が問題となっており、その一因として、社会保険等(健康、厚生年金、雇用の各保険)未加入者が多いことが挙げられています。そのため、未加入者対策の一環として、平成 27・28 年度静岡県建設工事競争入札参加資格定期申請から社会保険等未加入者の受付を行わないこととし、平成 28 年 4 月 1 日以降に契約を締結する静岡県発注建設工事では、受注者(元請業者)に対し、社会保険等未加入者との一次下請契約を締結することを原則禁止としました。

社会保険等未加入者(適用除外者を除く)と一次下請契約を締結した場合でやむを得ない理由があると認められない場合(やむを得ない理由があったと認められた場合であっても、発注者が指定する期限内に加入しない場合)は、受注者(元請業者)に対し、下記の罰則が適用されます。

- ・ 制裁金
- ・ 入札参加停止
- ・ 工事成績減点

また、更なる徹底のため、平成 30 年 1 月 1 日以降に契約を締結する案件から、二次下請以下についても、原則、社会保険等加入業者に限定する取組を実施します。二次以下の下請負人に係る受注者に対する制裁金等の措置は、適用範囲が幅広く準備に時間を要することから同時適用とせず、下請負人の対応状況を 1 年間検証した後に改めてお知らせします。

建設業者の皆様におかれましては、御理解・御協力の程、よろしくお願ひします。

この件の問合せ先: 静岡県庁建設業課(指導契約班)

電話 054-221-3059